

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本計画は、「守谷市男女共同参画推進条例」第3条に定めた7つの基本理念を掲げ、男女共同参画社会の実現を目指すものとします。

(1) 男女の人権の尊重

すべての人が、性別による差別的な取扱いを受けることなく、自らの意思と権利が尊重され、個性や能力を発揮できる社会を築いていくことが大切です。

(2) 社会における制度及び慣行についての配慮

すべての人が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれた社会制度や慣行に影響されず、自分らしい生き方を選択できる社会を築いていくことが大切です。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

すべての人が、市や事業所・市民活動団体など、自分の関与する団体等において運営等の方針を立案・決定する際に、対等な立場で意見を言える社会を築いていくことが大切です。

(4) 家庭生活と社会活動の両立

すべての人が、子どもの養育や家族の介護など、家族の一員としての役割を協力して行い、仕事や地域活動などの社会活動にも対等に参画できる社会を築いていくことが大切です。

(5) あらゆる教育の機会における男女共同参画の推進

すべての人が、性別による固定的な役割分担意識を持つことがないよう、あらゆる教育の機会において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われる社会を築いていくことが大切です。

(6) 生涯にわたる健康への配慮

すべての人が、互いの身体的特徴を理解した上でいたわりあい、妊娠・出産においても互いの意思を尊重し、生涯にわたって健康で健全な生活ができるよう配慮しあえる社会を築いていくことが大切です。

(7) 国際的視野での協調

男女共同参画の取組みは国際社会の取組みと密接な関係にあることと、今後の地域の国際化の進展を考慮し、世界や国、県の動向に留意した広い視野に立って、「男女共同参画社会」を築いていく必要があります。

2. 計画の基本目標

本計画では、7つの基本理念を実現するために、以下に示す3項目のまちづくりを基本目標とします。

基本目標Ⅰ 男女が互いに認め合い、尊重しあえるまちづくり

男女平等に関する意識啓発分野です。

社会を構成する一人ひとりに対して、男女平等や、あらゆる分野における男女共同参画に関する理解を促すことで、男女共同参画社会実現のための基盤づくりに努めます。

基本目標Ⅱ 男女があらゆる分野で輝けるまちづくり

家庭生活・地域活動の場及び市政運営における男女平等の取組み分野です。

男性の家庭参画，地域活動への参画機会の提供や女性の登用促進を通して、誰もが男女共同参画の視点を持って主体的に活躍できる社会の構築を目指します。

基本目標Ⅲ 男女が元気でいきいきと働けるまちづくり

雇用・就業の場での男女平等の取組み分野です。

性別により差別されることのない職場環境づくりや、多様な働き方を可能とする情報提供，ワーク・ライフ・バランスの周知を促すことで、誰もが意欲を持って就労することのできる社会を目指します。

3. 計画の体系

基本目標	主要課題	施策
I 男女が互いに認め合い、尊重しあえるまちづくり	1. 男女共同参画への啓発・教育の推進	(1) 男女共同参画に関する学習機会、情報の提供 (2) 男女平等を推進する教育、学習の充実
	2. メディアにおける男女共同参画の推進	(1) 広報活動・刊行物等（メディア）における表現の徹底 (2) 情報を活用できる能力（メディアリテラシー）の向上促進
	3. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) DV防止対策の推進 (2) DV相談体制の整備 (3) DV被害者保護、支援の推進
	4. ライフステージに応じた女性の健康支援	(1) 母性の保護と母子保健の充実 (2) 中高年齢期における女性の健康の保持・増進
	5. 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進	(1) 男女共同参画に関する国際的動向の理解促進
II 男女があらゆる分野で輝けるまちづくり	1. 家庭生活における男女共同参画の促進	(1) 男性の家庭参画に関する相談、学習機会等の提供
	2. 地域活動における男女共同参画の促進	(1) 市民活動における男女共同参画の促進 (2) 女性の視点を取り入れた防災体制づくり
	3. 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	(1) 審議会等への女性の積極的登用
III 男女が元気でいきいきと働けるまちづくり	1. 働く場における男女平等の実現	(1) 雇用の場における働きやすい環境の整備 (2) 自営業における働きやすい環境の整備
	2. 生涯にわたる雇用・就業の支援	(1) 多様な就業形態における労働条件の整備 (2) 就業・起業に関する支援
	3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスのための子育て支援 (2) ワーク・ライフ・バランスのための介護等支援 (3) ワーク・ライフ・バランスのための市民、事業者等への働きかけ

4. 重点課題の設定

重点課題は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に於いて、計画を効果的に推進するため、特に力を入れて取り組むものです。

本計画では、国や県の動向や、市の後期計画達成状況及び市民意識調査等を踏まえ、以下のとおりとします。

重点課題Ⅰ 男女共同参画に対する理解の促進

性別による固定的な役割分担意識は、男女が、自らの意思によって個性や能力を発揮して生きていける社会を構築する上での妨げとなっています。

このため、あらゆる場面で男女共同参画に関する意識啓発に取り組むことは、男女共同参画社会実現に向けた基盤づくりにつながります。

重点課題Ⅱ DV被害者の保護、支援に向けた体制整備

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。被害者の個人の尊厳を傷付けるばかりでなく、男女が対等な立場で自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会実現の大きな妨げとなっています。

このため、被害者の心身の安全確保と、自立に向けた支援を行えるよう、連携体制の一層の強化が必要です。

重点課題Ⅲ 女性の活躍の促進

国は、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する」という目標達成に向け、行政・政治・経済分野においてポジティブ・アクション^{※1}導入の検討を要請しています。

市においても、審議会等への女性参画促進や女性の積極的な採用・登用を推進するほか、企業に対しても各種情報を提供するなど、女性の活躍を促進することが必要です。

重点課題Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに、やりがいや充実感を持って働きつつ、ライフステージ^{※2}に応じていきいきと活動するためには、仕事や家庭・地域生活のバランスを図ることのできる環境づくりが重要です。

このため、市民の誰もが多様な生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みの推進が必要です。

※用語 1 ポジティブ・アクション／様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供する「積極的改善措置」のこと

2 ライフステージ／人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階

「みんながいまいきと暮らせる ♪ 男女共同参画社会に関する絵てがみ」

平成26年度最優秀賞作品



【小学生の部】 ^{くらた えんぞう} 倉田 円造 さん



【中学生の部】 ^{ほそだ れん} 細田 濤 さん



【一般の部】 ^{おおひら きょうこ} 大平 京子 さん